

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年11月10日

名古屋税関長 奈良井 功

記

1 被許可者の住所及び名称

愛知県名古屋市港区浜二丁目3番5号
菱洋運輸株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

菱洋運輸株式会社十一屋 保税蔵置場
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目366番1
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目366番2
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目366番3
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目366番4
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目367番
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目368番
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目366番地1
愛知県名古屋市港区十一屋二丁目367番地

3 更新した期間

自 令和7年12月1日
至 令和13年11月30日